

金融再生委員長談話  
—千代田生命保険相互会社について—

1. 千代田生命保険相互会社（以下「千代田生命」という。）は、本日、東京地裁に会社更生手続開始の申立てを行った。同社は、厳しい財務状況の中で、保険契約者等の保護を図りつつ、将来の会社更生を目指す観点から、本日の申立てを行ったものと承知している。
2. 今後は、裁判所の監督の下で、保険契約者等の保護に配慮した更生計画が早期に策定されることを期待している。
3. 千代田生命の保険契約の取扱いは、更生計画において定められることとなるが、保険業法に基づく保険契約の移転等の場合と同じく、生命保険契約については、生命保険契約者保護機構による資金援助等を通じて、保険契約者等の保護が図られこととなっている。また、平成13年3月末までの特例期間中に支払事由の生じた死亡保険金等については、その全額が支払われるなどの保護がなされることとなっている。
4. 保険契約者におかれでは、冷静な行動をとられることを強く希望する。